

中小企業者(団体)の皆さんへ

～お知らせ～

問い合わせ 産業振興課商工振興係
☎内線3255



■トライアル雇用支援奨励金制度

市では幅広い雇用の拡大に向け、国が実施する試行雇用奨励金制度を活用して、原則3カ月間試行的に雇用する市内中小企業者に奨励金を交付します。

対象労働者 ▽若年者など(45歳未満の人)▽中高年齢者(45歳以上65歳未満の人)▽障がいのある人

※いずれも市内在住で、国が実施する試行雇用奨励金制度により試行的に雇用された人

奨励額 1人につき月額1万2,500円

※最大3カ月間

申請方法 国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に、所定の用紙に必要書類を添付し、産業振興課商工振興係へ

■特定求職者雇用企業奨励金制度

市では障害者雇用を促進するため、国が実施する特定就職困難者雇用開発助成金制度を活用して、障がいのある人を雇用した市内中小企業者に奨励金を交付します。

交付内容 下表のとおり

申請方法 国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に、所定の用紙に必要書類を添付し、産業振興課商工振興係へ

対象労働者	交付金額	交付期間	交付対象期間ごとの交付金額
障害者雇用促進法第2条第2号、または4号に規定する身体障害者、知的障害者	18万円 (9万円)	1年	第1期9万円(4.5万円) 第2期9万円(4.5万円)
障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者	36万円 (18万円)	1年6カ月	第1期12万円(6万円) 第2期12万円(6万円) 第3期12万円(6万円)
障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者			
障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者			

※対象労働者は、いずれも雇入れ日現在の満年齢が65歳未満であり、市内に在住する人に限ります

※交付金額は6カ月ごとに交付されます。()内は短時間労働者に対する交付金額です

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます

本年度の区長の皆さんを紹介します

問い合わせ 総務課行政係
☎内線3213

<p>沼田地区=18人</p> <p>東倉内町 幸脇 弘美 西倉内町 阿部 博之 柳町 宮田 章二 高橋場町 村沢 博行 材木町 石北 直樹 桜町 生方 友廣 上原町 清水 繁 東原新町 金井 竹徳 西原新町 平賀 信夫 上之町 鈴木 治善 馬喰町 中村 俊生 中坊新田町 矢嶋 照久 下之町 齋藤 正明 鍛冶町 笠間 幸余 榛名町 片桐 徹憲 清水町 栗原 明男 薄根町 小池よし子 福田 薫</p>	<p>上沼須町 武井 亀男 下久屋町 吉野 正司 上久屋町 染谷 修弘 久屋原町 金井 守 横塚町 吉澤 清一 栄町 小林 仁史</p>	<p>恩田町 深津今朝雄 井土上町上 三瓶 利正 井土上町下 金子 明正 宇楚井町 石坂二三夫 原町 林 定利 堀廻町 櫻井 一美 大釜町 川端 廣 善桂寺町 西山 武志 石墨町東部 松井登喜夫 石墨町西部 田村総一郎 戸神町 大嶋 久夫 町田町東部 牛口 肇 町田町西部 七五三木次男</p>	<p>白沢町=7人</p> <p>高平 林 勝男 生枝 中村 秀敏 岩室 岡村 雅水 尾合 鶴淵 正彦 平出 小野 功吉 上古語父 宇敷 和也 下古語父 高橋 敬明</p>
<p>池田地区=11人</p> <p>佐山町北部 高山 敏夫 佐山町南部 田村 活幸 上発知町北部 峰川 信夫 上発知町中部 齋藤 彰 上発知町南部 齋藤 良司 中発知町 木村 学 発知新田町 吉澤 淳 下発知町 林 達弥 岡谷町 岡谷 政一 奈良町 石田 喜一 秋塚町 津久井健一</p>	<p>利南地区=9人</p> <p>戸鹿野町 藤本 謙二 新町 岡本 明 沼須町 角田 三男</p>	<p>薄根地区=16人</p> <p>下沼田町 富岡 基一彦 白岩町 平山 健治 碓田町 村山 健治</p>	<p>川田地区=7人</p> <p>上川田町 本多 昌一 下川田町 茂木 一夫 篠尾町 山田 邦光 屋形原町 生方 芳光 岩本町 生方 次男 岩本町上野 生方 澄雄 今井町 今井長次郎</p>
			<p>利根町=13人</p> <p>追貝 小川 郁夫 平川 今井 卓美 大戸 楊 石坂 好雄 高老 谷 高橋 和彦 大園 神 小林 利之 穴原 青木 幸一 根原 中村 春夫 南 原 中澤 徳章 輪 利 小田原 進 多 郷 鈴木 宏政 二本 那 藤井 孝夫 松 長谷川 進 石田八十次</p>

(行政区順・敬称略)

沼田市勤労青少年ホーム

閉館のお知らせ

沼田市勤労青少年ホームは、築43年が経過し、建物の老朽化と時代の変化による勤労青少年の利用の減少により、3月31日(日)をもって閉館しました。

これまでご利用いただいた皆さまには大変感謝申し上げます。

※隣接する勤労青少年体育センターは、引き続き利用可能です

問い合わせ 産業振興課商工振興係
☎内線3255へ

■沼田市中心企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金制度

自社製品や新技術など新たな販路開拓のための出展に対する費用の一部を助成します。

対象事業者 市内に主たる事業所を有する中小企業者、または各種中小企業団体

対象事業 新たな取引先や事業提携先を開拓するため、市外で開催される展示会などに出席する事業

※販売することを主目的としたイベントや品評会などを趣旨とした催事への出展は対象外です

対象経費 小間料、ブース賃借料や出店負担金、展示装飾費、備品借上料など主催者へ直接支払う経費

補助額 対象経費の2分の1以内

※年間上限30万円

申請方法 所定の用紙に必要事項を記入し、産業振興課商工振興係へ

ぬまた起業塾

市内で起業、創業などを目指す人を支援するため、第5期ぬまた起業塾を開講します。

問い合わせ 産業振興課産業振興係
☎内線3253

事業展開するために必要な専門知識やビジネスプランの作成方法など、起業に対する基礎知識の習得や先輩経営者による実体験に基づいた講話を通じて、起業や経営についてのポイントや心構えなどを学ぶほか、専門家によるアドバイスを受けながら、自らのビジネスプランの磨き上げを行うことができます。

■対象 市内において創業・第2創業・事業継承を志す人、事業開始後2年程度までの人

■今後の予定

開講 7月6日(土)から隔週土曜日の午後を予定

※申し込みなどの詳細については、広報ぬまた5月号と市ホームページでお知らせします



沼田市創業支援センター

テラス沼田6階に
ニューオープン!!

オフィス使用者募集

問い合わせ 産業振興課産業振興係 ☎内線3253

市内で創業しようと考えている、または創業して間もない人であれば、センターにオフィスを構えるチャンスです。



オフィス6A

低コストなオフィス月額使用料金や無料で利用できる備え付けオフィス家具、Wi-fi、個室会議室など、創業、起業に向けたサポート環境が魅力です。

※選考方法などの詳細については、市ホームページでお知らせします

■センターの概要 (税込み)

名称	面積/収容人数	1部屋当たり月額使用料
オフィス6A、オフィス6B	26㎡	14,040円
オフィス6C	30㎡	16,200円
会議室1	21人	オフィス使用者は、無料で利用できます
会議室2、会議室3	6人	